

飲食料品の消費税が「1%」に

2026年（令和8年）9月15日 閣議決定された大綱の中身を、高校生にも分かるようにまとめました

正式名称：「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」

1%

飲食料品の消費税率
(いまは軽減税率8%)

2年間

2027年4月1日～
2029年3月31日

支援金

2027年4月から
現金給付もスタート

金額は未定

給付額の水準は今後決定
法律の成立も必要

■ 決まったのは「2つの柱」

柱① 飲食料品の消費税を下げる（2年間だけ）

物価高への対応として、お米・パン・肉・野菜・お菓子など、いまスーパーで8%がかかっている飲食料品の消費税率を、2年間だけ**1%**に引き下げます。

柱② 働く人にお金を配る（就業者負担軽減支援金）

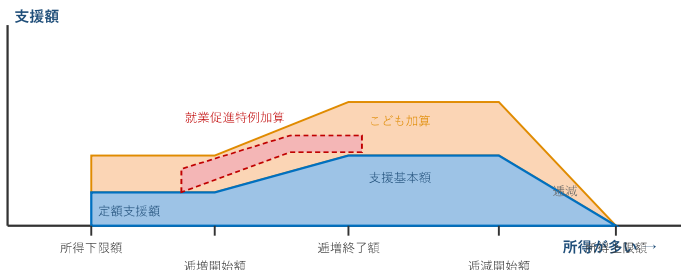
中くらい～低めの所得で働く人に、所得に応じて現金を配る新しい制度をつくりまします。令和11年度からの本格導入をめざし、2027年4月に先行スタートします。

※政府は、①の減税と②の先行給付を組み合わせることで「全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する」としています。②は将来の「給付付き税額控除」（税の割引と給付を組み合わせる仕組み）に進む第一歩と位置づけられています。

■ 柱① 消費税の引下げ くわしい中身

期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日の 2年間 。臨時の措置なので、終われば8%に戻ります
対象と税率	いま軽減税率8%がかかっている 飲食料品 を 1% に（内訳：国の消費税0.78%＋地方消費税0.22%相当）。対象になる品物の範囲は8%のときから変わりません。週2回以上発行される新聞の定期購読分は8%のまま据え置きです
お店の値札	税込価格を書く「総額表示」のルールは続き、税抜き価格だけや「＋税」だけの表示は認められません。ただし貼り替えが間に合わない場合に限り、税率が変わる前後 最大2か月ずつ 、8%または1%の総額表示でよいことになります（実際の支払額と誤解されない工夫が条件）
先払いの予約・通販	定期供給契約（例：先払いで旬の食材が毎月届く）は、令和9年1月1日より前に契約し、同年4月1日より前に代金を受け取っていれば8%のまま。通信販売も同年1月1日より前に条件が示され、4月1日より前に申込みを受けたものは同じ扱いです
お店の手続き	還付を受けられる本則課税へ移りやすくする特例（届出期限を課税期間の末日まで延長／簡易課税の「2年しぼり」を解除）、簡易課税では飲食料品の販売に納税額が出ないようにする特例、中間申告を1%で計算し直せる特例などを設けます
地方・事業者への手当	地方消費税の減収は 全額を地方特例交付金で補填 。農林漁業者には資金繰り支援に加え、簡易課税・免税の人には個別の売上高を踏まえた金額を給付。食品・外食事業者にも資金繰りや省力化の支援、外食にはテイクアウト等の多角化支援を行います

■ 柱② 就業者負担軽減支援金 どんな給付？



支援額のイメージ図（大綱の概要資料をもとに作成）。縦軸の金額の水準はまだ決まっていません。このほか、税・社会保険料の負担が現役並みであれば働く高齢者も対象になります。また令和11年度からは、配偶者の所得が一定額以下であることも条件に加わります。

しくみのポイント

- **個人ごとに年1回**、住んでいる**市町村**が支給。公金受取口座を登録していれば、申請しなくても市町村が職権で決めて振り込むが原則です。
- 所得が低いうちは**定額**、そこから**働くほど増え**、一定額を超えると**だんだん減ってゼロ**になります。
- 19歳未満の扶養する子どもがいると**こども加算**（令和9・10年度は16歳未満）。
- いわゆる「**年収の壁**」に直面する人には、壁が解消するまでの時限の上乗せ（就業促進特例加算）。
- 支援金に**税金はかからず**、差押えも原則できません（国税の滞納処分を除く）。生活保護では収入として扱われます。金額は1,000円単位。

大綱に書かれた目安：住民税の所得割がからないのは給与収入119万円まで（単身）／パート等が厚生年金・健康保険に入るのは給与収入106万円（最低賃金1,023円×週20時間）からで、社会保険料の負担は約16万円程度／年収130万円で扶養を外れた人の手取りが元に戻るのは年収約160万円程度。

■ お金はどこから出るの？／これからの検討事項

費用の分担と財源

- 支援金の費用は**国が3分の2以上**、残りを都道府県と市町村が2分の1ずつ負担（割合は地方と協議）。
- 財源は「市場の信認を得られるよう**特例公債に頼らず**」、補助金や租税特別措置の適正化など歳出・歳入全般の見直しで確保。
- 令和11年度以降の本格実施には**恒久財源**が必要で、早期に結論を得るとされています。

今後の検討事項（大綱「第四」）

- 金融所得・利子所得・保有資産を支援金の判定に入れるかを検討。
- 給付だけでなく**税額控除と組み合わせる仕組み**も引き続き検討。
- 国民年金第3号被保険者の見直しと被用者保険の適用拡大を、次期年金法改正までに結論。
- 人的控除の見直しを含む所得税の抜本改革。施行後**5年を目途**に制度を見直し。

読むときの注意点 ①これは「大綱」＝政府の方針を決めた文書で、実施には**国会で法律を成立させる必要**があります。②支援金の**具体的な金額や所得のラインはまだ一つも決まっていません**（大綱では「〇〇を考慮して定める」という段階です）。③飲食料品の1%は**2年間限りの臨時措置**で、2029年4月には8%に戻る前提です。④「実質ゼロ化」は減税と給付を合わせた全体の話で、レジで払う金額が0円になるという意味ではありません。

出典（すべて政府の公式資料）：内閣官房「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和8年9月15日閣議決定）本文・概要資料、同「『飲食料品に係る消費税率の引下げ』及び『給付付き税額控除』について」／財務省「令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ」
・ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shouhizei_zeigakukoujo/index.html ・ 大綱本文 [pdf/sankou4.pdf](#) ・ 概要資料 [pdf/sankou5.pdf](#) ・ 財務省 https://www.mof.go.jp/tax_policy/20260915shouhizei.html